

## 【件名】

令和7年度中野区こども誰でも通園制度の試行的実施について

## 【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

## 1 事業目的

令和8年度からの本格実施を見据え、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を対象に、月一定時間まで就労要件等を問わず時間単位で利用できる「こども誰でも通園制度」を試行的に実施することにより、未就園児のいる家庭への支援について、中野区での本導入に向けて制度設計を行うことを目的とする。

## 2 事業概要

- (1) 実施期間 令和7年4月から令和8年3月まで
- (2) 実施場所 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園
- (3) 対象児童 区内に在住する未就園児

## 3 実施内容（案）

過年度の事業実績、保護者・保育者等の意見から、効果的に事業を実施するために継続的な利用機会を幅広く確保することが肝要であること、要支援家庭に向けた支援策が不足していること、また、特に2歳児の受入れ確保に課題があることが確認できた。

このことを踏まえ令和7年度の試行的実施は以下のとおり行う。なお、過年度の実施内容等は別紙のとおり。

## (1) 私立保育所等での実施【A】

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所の空き定員を活用し、0歳6か月から2歳児クラス相当までの子どもを対象とした児童の預かりを行う。

空き定員1名分につき、月160時間を受入れ可能上限とし、各施設が設定した開設時期、利用時間、定員等のもとで事業を実施する。

## (2) 区立保育所での実施【B】

本体事業の利用定員1名分を確保し、関係機関（児童相談所、すこやか福祉センター）との連携のもと、0歳児クラス相当の子どものいる要支援家庭を対象とした児童の預かり及び保護者の相談支援等を行う。

利用時間	利用回数	定員
1回最大8時間まで	週1～2回程度	各園1名程度

(3) 幼稚園等における多様な他者との関わりの機会の創出事業の実施【C】

幼稚園または認定こども園に専用室を設け、2歳児クラス相当の子どもを対象とした児童の預かりを行う。

週1回以上の定期的な預かりを行うものとし、各施設が設定した開設時期、利用時間、定員等のもとで事業を実施する。なお、専用室を設けるにあたり改修等を行う場合には必要な支援を行う。

4 実施スケジュール（予定）

令和7年3月 実施場所の決定、推薦による利用児童の決定【B】

4月 利用児童の預かり開始【B】

実施場所の公募・選定【A】、【C】

6月以降 利用児童の募集・選定（※）【A】、【C】

7月以降 利用児童の預かり開始（※）【A】、【C】

12月頃 本格実施を見据えた制度実施案の設計

（※）実施事業者が個別に設定する開設時期に応じて実施。

(別紙1)

## 未就園児の定期的な預かりモデル事業に係る事業実績について（令和5年度）

### 1 実施内容

- (1) 対象児童 0歳児クラス相当の未就園児
- (2) 利用回数 週1回から週2回まで（曜日固定）
- (3) 利用時間 午前9時から午後5時まで（1日8時間まで）
- (4) 実施場所 在園児童と同じ保育室
- (5) 利用料 保育料相当額の5分の2（要支援家庭の場合は無料）

### 2 実施状況

実施施設	利用定員	利用者数	募集方法	利用期間
おうち保育園なかの大和 （私立小規模保育事業）	2名	2名	各施設が直接募集 し、抽選により決定	令和5年7月～ 令和6年3月
ゆめのいろ保育園中野 （私立小規模保育事業）	2名	2名		
弥生保育園 （区立認可保育所）	1名	1名	すこやか福祉セン ターからの推薦に より決定	令和5年9月～ 令和6年3月
丸山保育園 （区立認可保育所）	1名	1名		

### 3 検証結果

- ・ 利用開始当初には利用時間が短い傾向にあるが、保育所の環境に対する親子の慣れに応じて利用時間が伸びていく傾向にある。
- ・ 子どもについては、ご飯を沢山食べるようになった、自分自身と同じ年齢の子どもとの接し方を身に着け始めた等、成長発達に資する効果が確認された。
- ・ 保護者については、子育ての相談先ができた、自分の時間を作ることができるようになった、精神的な余裕ができた等、保護者支援に繋がる効果が確認された。
- ・ 保育者については、利用頻度が異なることから、子どもが園に慣れづらい、親子との関係構築に時間を要する、在園児童の生活リズムに影響が生じる等のために、負担が生じる場合があることが確認された。

## (別紙2)

### こども誰でも通園制度の試行的実施に係る実施状況について（令和6年度）

#### 1 実施内容

保育所等の空き定員を活用し、継続的な児童の預かりを行う。空き定員1名分につき、月160時間を受け入れ可能上限とし、施設ごとに設定した利用時間、定員等のもとで事業を実施する。

##### (1) テンダーラビング保育園江古田

- ① 対象児童 0歳児クラス相当の未就園児
- ② 利用回数 週1回まで（曜日固定）
- ③ 利用時間 午前9時から午後4時まで（1日7時間まで）
- ④ 実施場所 在園児童と同じ保育室
- ⑤ 利用料 利用児童一人1時間あたり300円

##### (2) 宮園保育園

- ① 対象児童 1歳児クラス相当の未就園児
- ② 利用回数 月11回まで
- ③ 利用時間 午前9時から午後4時まで（1日7時間まで）
- ④ 実施場所 在園児童と同じ保育室
- ⑤ 利用料 利用児童一人1時間あたり300円

#### 2 実施状況（令和6年10月末日時点）

実施施設	利用定員	利用者数	募集方法	利用期間
テンダーラビング保育園江古田 （私立認可保育所）	5名	6名	各施設が直接募集 し、抽選により決定	令和6年7月～
宮園保育園 （私立認可保育所）	2名	2名		令和6年10月～

#### 3 ヒアリング結果（事業者からの声）

- ・ 実際に試行的実施をすることで制度理解に繋がった。やってみて良かった。（実施園）
- ・ 利用回数が少ないことで子どもが園に慣れない場合、職員1名を追加配置できるとより安心できる保育体制を作ることができると思う。（実施園）
- ・ 新たな子どもの対応や実施のために必要な準備等、業務的な負担を考慮した運営費補助があると実施しやすい。（未実施園）
- ・ 本体事業の定員や保育室に空きがないため実施が難しい。（未実施園）
- ・ 幼稚園では実施のために新規職員の配置や専用保育室の確保が必要になる。現在の制度設計では実施が難しい。（未実施園）